

令和5年度八代市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本地域は温暖な気候で、肥沃な土壌と球磨川や氷川がもたらす豊富な水の恩恵を受け、全国有数の農業生産地帯として発展してきました。本地域では海岸部から山間部にかけて様々な農産物が生産されており、平坦地では、水稻を中心にトマト、イチゴ、メロン等の施設園芸、ブロッコリー、レタス等の露地野菜やい草等との複合経営が行われています。中でもトマト、い草は日本一の生産量となっておりますが、冬作物の中心であつたい草の生産が大幅に減少し、露地野菜や新規需要米、加工用米に転換が進んでおります。また、中山間地においては、茶、果樹、生姜等が栽培されていますが、急激な高齢化や担い手不足により作付面積が減少し続けています。

本地域の平成27年の農業就業人口は、平成7年度から半減しており、農家の高齢化が進み、担い手が不足し、生産基盤の脆弱化や、地域コミュニティの衰退が顕在化してきています。このような状況のなかで、地域や関係団体が連携し、意欲ある担い手や集落営農組織の育成、農業法人化、農村RMOの形成等の推進により、生産力を強化することが本地域が克服すべき課題です。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

- (1) 台風災害が多い地域であるので、トマトハウス導入の際は気象災害に強い低コスト耐候性ハウスの導入を推進し、安定した生産・出荷を図ります。
- (2) I C T技術を活用した高度環境制御技術による栽培システムを推進することで、安全・安心・高品質で安定した生産・出荷を図ります。
- (3) くまもと畠表(地域団体商標)に統一産地表示（QRコード付きタグ）を挿入する畠表のトレーサビリティをより確実な仕組みとし、中国産畠表、和紙製や樹脂製等の工業畠表との差別化を図り、地域の基幹産業である「い草・畠表」の有利販売に繋げていきます。
※くまもと畠表…地域団体商標
※統一産地表示（QRコード付きタグ）…JAを含め多くの出荷団体が参加している。畠表に挿入されているQRコードを読み取ると生産者の顔写真、栽培履歴、メッセージが見れる。
- (4) い草・畠表、晩白柚、生姜、トマト(塩トマト)においては、G I (地理的表示保護制度)を活用し地域ブランドとして有利販売に繋げていきます。
- (5) 八代地域独自で運用している「農業情報配信システム」と本協議会のHPを活用し、気象情報や病害虫情報、米需要情報、経営所得安定対策等に関連する情報をタイムリーにお届けすることで、安全安心な農産物の生産を推進し、農家所得の向上を図ります。
- (6) 安全安心な農産物を生産・供給するための土づくりを基本として、慣行農法に比べて化学合成肥料や農薬を低減する取組に加えて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を併せて行う環境保全型農業を推進します。
- (7) 本地域の農産物は市場において一定の評価は得ているものの、一般消費者への認知度は高いといえない状況にあります。また、近年、情報ツールの発達により消費者は農産物がどこで・誰が・どのようにして作られたのかを容易に知ることができ、より安全・安心で品質の高い農産物の生産とその情報提供を求めています。
そこで本地域では、食糧供給の一大産地として消費者のニーズに応えた農作物の安定提供及び様々なツールを活用した情報提供に努めます。
- (8) 水田の利用状況を点検し、水稻の作付(水張り)をしない作付けが定着し、畑作物のみを生産し続けている水田については、「畠地化支援」「定着促進支援」が重点支援期間であることを周知し、高収益作物による畠地化を推進します。
- (9) 水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物に転換するため、「コメ新市場開拓等促進事業」等を推進します。
- (10) トマト、晩白柚、い草加工品を中心に主にアジア圏への輸出が行われており、今後も商談会や現地プロモーション活動を活用しながら、新たな需要の拡大を図ります。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本地域においては、担い手の高齢化、減少が進行しています。今後、農地を守り、生産基盤を維持・強化していくためには、新たに意欲ある担い手、農業法人及び集落営農組織等に農地を集積し効率的かつ安定的な農業経営を実現していく必要があります。転換作物の生産性の向上に向けた、スマート農業、低コスト生産技術の導入・普及、農地の集積、作付けの団地化並びにブロックローテーション等の取組を推進する必要があります。

また、畑作物のみを生産し続けており、今後も畑作物を作付けする意向の水田の利用状況を点検しつつ、畑地化の事業内容や重点支援期間であることを本協議会のHPやパンフレット等で周知を行い、地域の実情に応じた水田の畑地化を推進していきます。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

水稻の作型については、地域区分や早期、普通期、晚期の作付体系があり、それぞれの作型に合った品種で栽培が行われています。

今後は、各作型に合った品種の計画的生産を図るため、有望系統の品種（良食味品種）と市場性の高い品種の導入を図り、消費者ニーズに応じた高品質、良食味米の生産に努めます。また、高温登熟性や耐倒伏性等も考慮し品種を選択し、高品質栽培技術の確立とともに、中食・外食のニーズに対応した業務用米の生産と安定取引の推進を目指します。

(2) 備蓄米

政府備蓄米の買入入札における落札数量に応じた取組を推進していきます。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

産地交付金を活用した多収品種の生産拡大及びわら利用（耕畜連携）の取組を推進し、低コスト・多収量技術の確立を図ります。

多収量技術普及のため、栽培暦に加え、広報誌及び農業情報配信システムを活用した栽培技術等の情報提供を行い、多収品種の単収の向上を図ります。

イ 米粉用米

実需者との契約を基本に、需要に応じた生産を推進します。

ウ 新市場開拓用米

国内における主食用米の需要量が減少し続けている現状にあり、輸出の販路を模索する。輸出用米の販路を確保するには、安定供給、品質確保、価格が求められているため産地交付金を活用し、取組面積の拡大を図り、高品質化及び低コスト化を目指します。

エ WCS用稻

・耕畜連携により、需要に応じた生産を推進します。また、協議会で作成する「WCS用栽培ごよみ」を作成し、対象農家に配布し、生産コストの削減や生産性の向上を実現することで農家所得の増加を図ります。

・耕畜連携による資源循環農業システム堆肥散布作業による資源循環農業のシステム化の確立を目指します。

オ 加工用米

主食用米については、新型コロナウィルス感染症の影響等により、需要が回復しておらず、主食用米の価格を維持するため、既存機械で対応できる加工用米への転作誘導を図り、取組面積の維持・拡大を図ります。また、疎植栽培や化学肥料の使用料削減に取組み、生産コストの削減を図ります。

(4) 麦、大豆、飼料作物

- ・担い手の育成・確保を図り、土地利用型農業の効率的で安定的な経営を目指します。
- ・産地交付金を活用し二毛作の取組等を支援することにより水田の有効活用等を推進します。
- ・機械等の導入による生産条件整備により、省力・低コスト生産体制の強化に取り組みます。

(5) そば、なたね

生産量を安定させるため産地交付金等を活用し、二毛作の取組等を推進することで、現行の栽培面積を維持します。

(6) 地力増進作物

本市では露地野菜、生姜等の多様な作物が生産されています。作付後に地力増進作物（地力増進ソルガム、地力増進イタリアンライグラス、地力増進レンゲ、地力増進稻、地力増進ひえ）を作付けすることで、作物の生育を安定化し、高収量・高品質な作物の生産を確保します。

(7) 高収益作物

産地交付金を活用し、作付を推進することで作付面積の維持・拡大に努めます。

トマトに代表される施設園芸は、近年、作業効率を向上させる施設の自動化、災害に強い耐候性施設の整備を進めてきています。今後は、複合環境制御技術等を活用した収量増加や高品位生産の確立を目指します。また、選果・流通コスト低減に向けた集出荷施設の効率的利用・再編等を進めています。

い草については、県の優良品種である「ひのみどり」「涼風」「夕凪」「ひのはるか」の適正栽培、平成27年度に取得した「地理的表示（Gマーク）」の活用等を推進し、県産ブランドのさらなる維持に努め、活力のある産地作りを図ります。

露地野菜については、い草からの転換が進み作付面積が年々増加し、新たな産地が形成されています。今後は、畑地化（団地化）、軽労働化及び機械の共同利用等による生産コストの低減に努めます。また、ストック機能を有する施設整備を図り有利販売に繋げていきます。

生姜については、生産コストの低減、優良品種の確保、生産技術の確立等を行い、振興に努めます。

花き・花木については、高品質、周年出荷、低コスト生産の推進に努めます。

果樹については、本市の特産である晩白柚、デコポン等を中心とした優良品目について、苗の改植、新技術の導入及び施設整備を進め、安定生産と品質向上に努めます。また、園地基盤の整備や園地集積を進め、効率の良い園地づくりを推進します。さらに、光センサー等の高性能選果機の活用や集出荷体制の再編・統合による流通体制の整備により、高品質果実の安定供給を目指します。

5 作物ごとの作付予定面積等

～ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧(会員名簿)を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和6年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	3,301	0	3,300	0	3,300	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	557	0	560	0	560	0
米粉用米	2	0	2	0	2	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稻	320	0	320	0	320	0
加工用米	484	61	500	60	500	60
麦	251	187	300	250	300	250
大豆	1	0	1	0	1	0
飼料作物	52	40	56	41	58	43
子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	6	6	6	6	6	6
地力増進作物	—	—	1	0	1	0
高収益作物	532	0	514	0	514	0
野菜	483	0	490	0	490	0
花き・花木	18	0	18	0	18	0
果樹	1	0	1	0	1	0
その他の高収益作物	30	0	5	0	5	0
その他	64	0	64	0	64	0
い草	64	0	64	0	64	0
畠地化	352	0	430	0	100	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度 (R4実績)	目標値 (R6年度)
1	加工用米	加工用米の担い手加算助成 (基幹・二毛作)	契約生産面積	485 ha	560 ha
			生産コストの低減 取組割合	87 %	80 %
2	飼料用米、米粉用米	稲わら利用の取組（基幹）	稲わら利用取組面積	102 ha	80 ha
3	飼料作物、WCS用稻	資源循環の取組（基幹・二毛作）	資源循環取組面積	26 ha	25 ha
4	麦、大豆、加工用米、飼料作物、なたね	二毛作助成（二毛作）	二毛作取組面積	295 ha	280 ha
5	野菜、花き・花木 果樹、その他	地域振興作物への生産助成（基幹）	地域振興作物への生産助成	508 ha	500 ha
6	い草	地域振興作物（い草）への生産助成（基幹）	い草の生産面積	64 ha	71 ha
7	生姜	地域振興作物（生姜）への生産助成（基幹）	生姜の生産面積	30 ha	30 ha
8	地力増進ソルガム 地力増進イタリアンライグラス 地力増進レンゲ 地力増進用稻 地力増進用ひえ	地力増進作物への支援（基幹）	地力増進作物の生産面積	— ha	1 ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：熊本県

協議会名：八代市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円 /10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	加工用米の担い手加算助成 (基幹)	1	14,000	加工用米	加工用米を、出荷・販売目的で作付する担い手農業者
1	加工用米の担い手加算助成 (二毛作)	2	14,000	加工用米	加工用米を、出荷・販売目的で作付する担い手農業者
2	稻わら利用の取組 (耕畜連携・基幹)	3	9,000	飼料用米 米粉用米	3年間以上を締結期間とする利用供給協定(飼料用米等のわら利用)
3	資源循環の取組 (耕畜連携・基幹)	3	9,000	飼料作物 W C S 用稻	3年間以上を締結期間とする利用供給協定(当該年度における堆肥の散布の取組)
3	資源循環の取組 (耕畜連携・二毛作)	4	9,000	飼料作物 W C S 用稻	3年間以上を締結期間とする利用供給協定(当該年度における堆肥の散布の取組)
4	二毛作助成 (二毛作)	2	10,000	麦、大豆 加工用米 飼料作物 なたね	①主食用米と対象作物 ②新規需要米と対象作物 ③加工用米と対象作物 ④対象作物同士の組合せによる二毛作での作付け
5	地域振興作物への生産助成 (基幹)	1	7,000	野菜、果樹 花き・花木 その他	通常の肥培管理を実施し、JA等集荷業者、直売所、卸売市場等への出荷を行っていること。
6	地域振興作物（い草）への生産助成（基幹）	1	21,000	い草	通常の肥培管理を実施し、JA等集荷業者への出荷を行っていること。
7	地域振興作物（生姜）への生産助成（基幹）	1	14,000	生姜	通常の肥培管理を実施し、JA等集荷業者、直売所、卸売市場等への出荷を行っていること。
8	地力増進作物への支援 (基幹)	1	10,000	地力増進ソルガム 地力増進イタリアンライグラス 地力増進レンゲ 地力増進稻 地力増進ひえ	十分な植栽密度があるとともに、適切な肥培管理が行われており、収穫せずにすき込むこと。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。